

第3章

商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための制度、2. 商標審査便覧の改訂、3. 商品・役務の分類に関する取組、4. 商標の国際登録制度に関する取組、5. 地域団体商標に関する取組、6. 商標審査の品質管理について紹介する。

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

近年の商標登録出願の急増に伴い、審査期間が長期化している（第1部第1章4.（1）参照）。審査期間の長期化は商標権取得の遅れにつながり、円滑な事業活動に支障をきたすおそれや、模倣品対策に遅れを生じさせるおそれがある。

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるため、商標審査体制の強化・効率化に取り組み、また、一定の要件を満たす出願について通常よりも早期に審査を実施すべく、商標早期審査、ファストトラック審査を実施している。

(1) 審査体制の強化・効率化

商標出願の増加による審査待ち案件を削減し、審査期間の長期化の解消を早期に図るため、審査体制の強化及び効率化に資する取組を行っている。

審査体制の強化の面では、商標審査に求められる専門知識・経験を有する有用な人材を、任期を限って民間から登用することとし、2020年度は10名の任期付職員（任期は採用日から5年間）を採用した。

審査効率化の面では、民間調査者が有する商標登録出願に関する調査能力及びその活用可能性を実証するため、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」において、民間調査者が作成した調査報告書の利用による商標審査の効率化に関する検証を実施している。

(2) ファストトラック審査

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるための施策として、「ファストトラック審査」を試行している¹。これは、次の要件を満たした出願について、通常よりも早く審査するという試みである。

〔要件1〕 出願時に、次のいずれかに掲載されている商品・役務のみを指定している出願。

- ①類似商品・役務審査基準
- ②商標法施行規則の別表
- ③商品・サービス国際分類表

〔要件2〕 審査着手前に、指定商品・指定役務に関する自発的な補正が行われていない出願。

1 ファストトラック審査の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html



対象となる案件は特許庁で機械的に抽出するため、申請手続及び手数料は不要となる。

指定商品・指定役務の記載に問題がないことが明らかな出願について、通常より早く審査を行うという形で優遇することにより、明確な指定商品・指定役務による出願が増え、審査負担の軽減につながることを期待される。

ファストトラック審査の対象案件については、出願から約6か月で最初の審査結果が通知される(2-3-1図)。

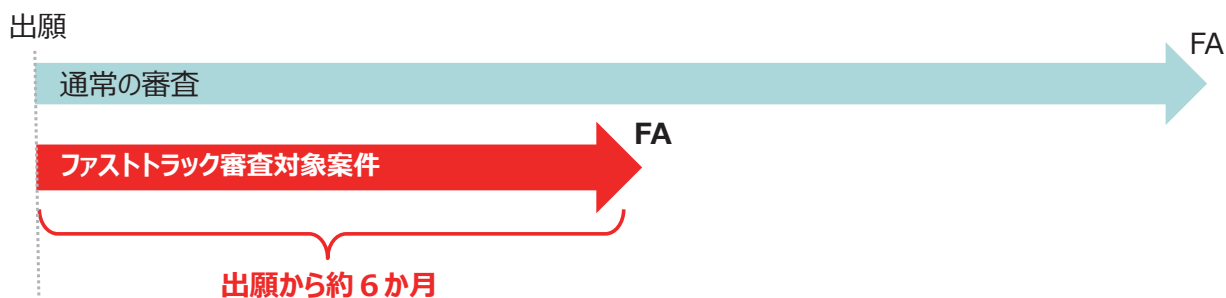
これによって、ファストトラック審査の対象となった出願の一次審査通知までの期間が予測できるため、事業計画が立てやすくなる効果が期待される。

(3) 商標早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う商標早期審査を実施している¹。

商標早期審査は、「出願商標を既に使用していること」²を共通の条件とする3つの要件(2-3-2図)のいずれかに該当する出願が対象となり、対象として選定されれば、申請から平均2か月ほどで最初の審査結果が通知される。

2-3-1図 【審査期間のイメージ】



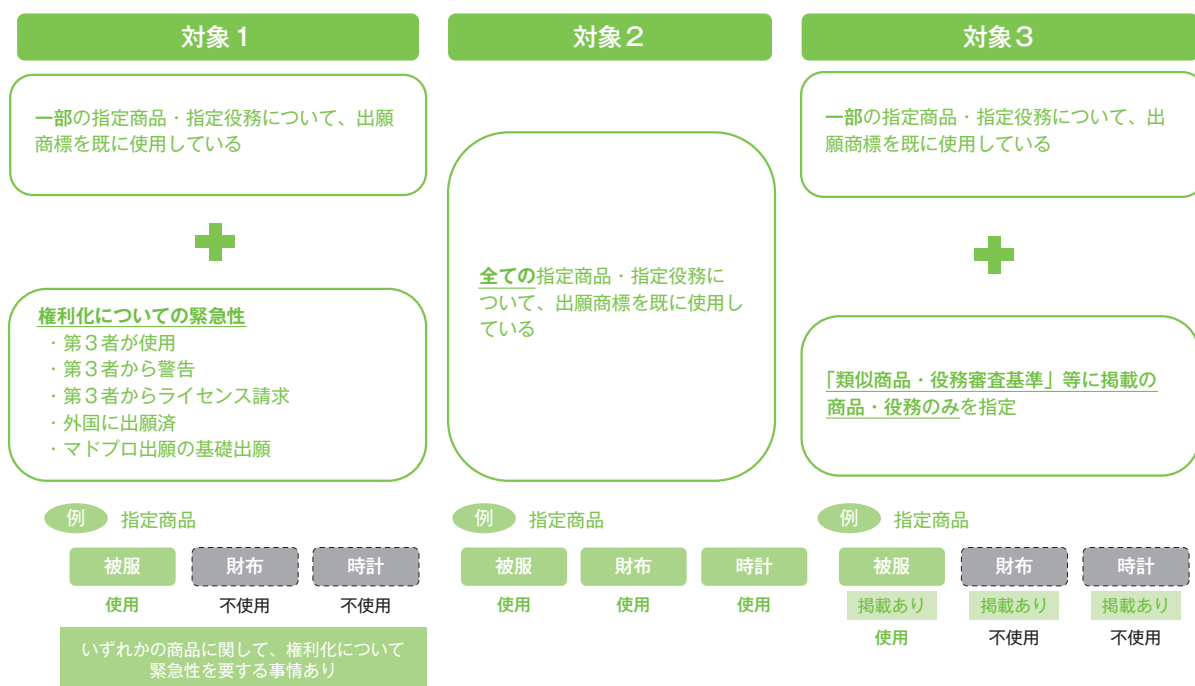
¹ 商標早期審査の制度や手続の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。

商標早期審査・早期審理の概要 <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

² 使用の準備を相当程度進めている場合も含まれる。



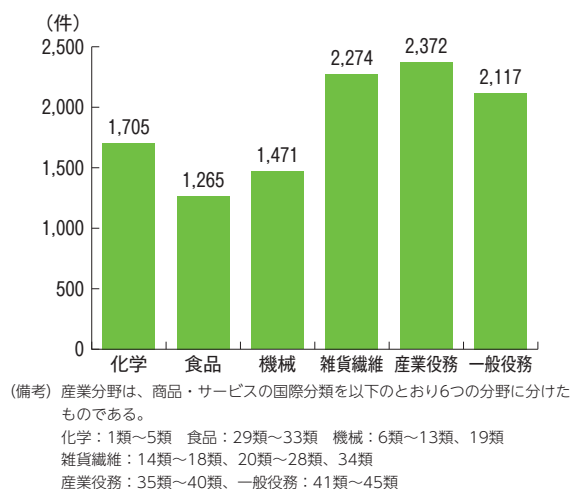
2-3-2図 【早期審査の対象となる出願】



2-3-3図 【早期審査の申請件数の推移】



2-3-4図 【産業分野別申請件数（2020年）】



2. 審査便覧の改訂

(1) 2020年度商標審査便覧¹の改訂

2020年度は、審査効率化及びユーザー負担軽減の観点から、優先権主張を伴う商標登録出願に関する優先権主張の効果の審査運用及び指定商品又は指定役務の審査運用についての改訂を行った。また、政府方針及びそれを踏まえた庁内の検討結果に従い、商標審査便覧において求めていた押印等を不要とする改訂を行った。

(2) 改訂の概要

①優先権主張を伴う商標登録出願に関する優先権主張の効果の審査運用

(商標審査便覧15.01)

従前は、優先権主張を伴う商標登録出願について、全件、優先権証明書の記載内容を確認して優先権主張の効果を判断していた。しかしながら、優先権主張の効果認められるか否かにより審査結果が変わるのは、優先権主張の基礎出願がなされた国における出願の日（優先日）から優先権主張を伴う商標登録出願の出願日の間に一定の拒絶理由の根拠となる事実が発見された場合に限られることから、優先権主張の効果に関する審査について判断を行うのは、優先日と優先権主張を伴う商標登録出願の出願日との間に拒絶理由の根拠となり得る先願等があった場合のみに限定することとした。

②指定商品又は指定役務の審査運用

(商標審査便覧46.01)

従前は、複数の区分に分類され得る表示につい

ては、指定商品・指定役務の内容及び範囲を明確に把握することができず、かつ、指定商品・指定役務の帰属する区分も不明確であるとして拒絶の理由（商標法第6条第1項及び第2項）を通知し、出願人に指定商品・指定役務の補正を求めていた。しかしながら、出願において指定された商品・役務の意義は、国際分類に即して定められた商標法施行令別表の区分に付された名称や当該区分に属するものとされた商品・役務の内容及び性質、国際分類を構成する類別表注釈において示された商品・役務についての説明等を参酌して解釈することができる。そこで、指定商品又は指定役務について、材質や用途等の記載がなく複数の区分に分類され得る表示であっても、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できるときは、明確な表示として商標法第6条第1項及び第2項の要件を具備すると判断することとした。

なお、この場合に、当該指定商品又は指定役務を他の区分の指定商品又は指定役務に補正又は分割することは、要旨変更又は原出願には含まれていない商品を分割したケースに当たることから、認められないものとした。

③押印等の見直し

本改訂は、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、これまで国民や事業者等に対して押印を求めている手続について見直しを行うこととされ、それを踏まえた特許庁関係審査基準等の改訂に伴い、商標審査便覧における押印等を不要とした²。

¹ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/index.html>

² https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/2020-12_oshirase_syouhyoubin_kaitei.html



3. 商品・役務の分類に関する取組

(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組

① ニース協定とは

「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定（ニース協定）」は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類（国際分類）を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し¹、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系として使用している。

ニース協定の加盟国は、2021年4月現在88の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

② ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門委員会²が行っており、a. 類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」³と、b. 注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」⁴がある。

2021年1月1日発効の国際分類第11-2021版は、2020年4月27日から同年5月1日にかけてWIPOで開催が計画されていた専門委員会第30回会合において決定される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、物理

的な開催が中止された。

しかしながら、国際分類の改訂周期を維持するため、全会一致の支持を得た変更提案のみを改訂するという方針の下、物理的な会合に代わって、電子投票を伴う電子フォーラムが開催された。

そして、電子投票（2020年4月1日～同年5月1日実施）の結果、全会一致の支持を得た変更提案のみを反映した、国際分類第11-2021版が2021年1月1日に発効された。

【国際分類第11-2021版における主な追加】⁵

第5類「ペットのトイレ用防臭剤」(deodorizers for litter trays)

第16類「ぬり絵本」(colouring books / coloring books)

第21類「手袋状あかすり」(abrasive mitts for scrubbing the skin)

(2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager (MGS) における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願においてWIPOで認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

特許庁は、これまでWIPOに対し、MGSに掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、我が国が採用する類似群コードを使用してWIPO及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

¹ 当時は国際分類を副次的な体系（標章の登録に関する公文書及び公の出版物（例：商標公報、商標登録原簿）に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。）として使用していた。

² 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。

³ 第12版に反映予定。

⁴ 毎年発効する新追加版に反映される。

⁵ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2021.html



(3) 日中韓三庁の協力プロジェクト：日中韓類似群コード対応表の作成・公表

① 日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第4条第1項第11号）。

日本国特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約6千3百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングしたものであり、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードである「類似群コード」が付されている。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則として互いに類似する商品又は役務と推定される。

② 日中韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁は、2019年に引き続き、韓国特許庁との合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」を作成する

協力プロジェクトを推進しており、2020年8月、ニース国際分類〔第11-2020版〕に対応した日韓類似群コード対応表を作成・公表した¹。

このプロジェクトを発展させ、日本国特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁は、三庁の合意に基づき、日中韓の三庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日中韓類似群コード対応表」を作成する協力プロジェクトを推進している。2020年11月、ニース国際分類〔第11-2020版〕に対応した日中韓類似群コード対応表を²、2021年3月、ニース国際分類〔第11-2021版〕に対応した日中韓類似群コード対応表を作成・公表した³。

日中韓類似群コード対応表を活用することにより、我が国、中国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4) 日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す「日台類似群コード対応表」を2020年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2021年1月、ニース国際分類〔第11-2021版〕に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した⁴。

1 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_kipo-ruiji2020.html

2 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_cnipa_kipo-ruiji2020.html

3 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_cnipa_kipo-ruiji2021.html

4 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_tipo-ruiji2021.html

1



2



3



4



4. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度¹に関する取組

(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、これまで、国内における商標の国際登録制度の普及のほか、WIPOとも連携して、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の制度運営の円滑化に貢献している。2020年度も以下の取

組²を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

- 2020年 9-10月 未加盟国を中心とする研修「マドリッド協定議定書加盟支援コース」(バングラデシュ、チリ、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、ペルー、サウジアラビア、スリランカ、アラブ首長国連邦、ARIPO)
- 11-12月 加盟国を中心とする研修「商標実体審査コース」(ブータン、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、エジプト、インドネシア、ケニア、ラオス、リベリア、マレーシア、モロッコ、ミャンマー、ネパール、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、OAPI)

(2) 国内における周知活動

2021年2月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会(実務者向け)において「商標の国際登録制度(マドリッド制度)について(手続編)―国際登録願書(MM2)の書き方と、その後の手続について―」と題した説明を動画で配信³、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要やWIPO国際事務局に対する手続についての説明を行った。また、WIPO日本事務局が主催するウェビナーにおいて「日本国特許庁

から見た商標の国際登録制度(マドリッド制度)の『これから』と題し、国内外におけるマドリッド制度を巡る最新の議論を紹介した。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した⁴。



パンフレット
「商標の国際登録
制度活用ガイド」



商標実体審査コース (2020年11月～12月)

1 国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

2 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインで実施した。

3 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりe-learning形式で実施した。

4 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu18.pdf>



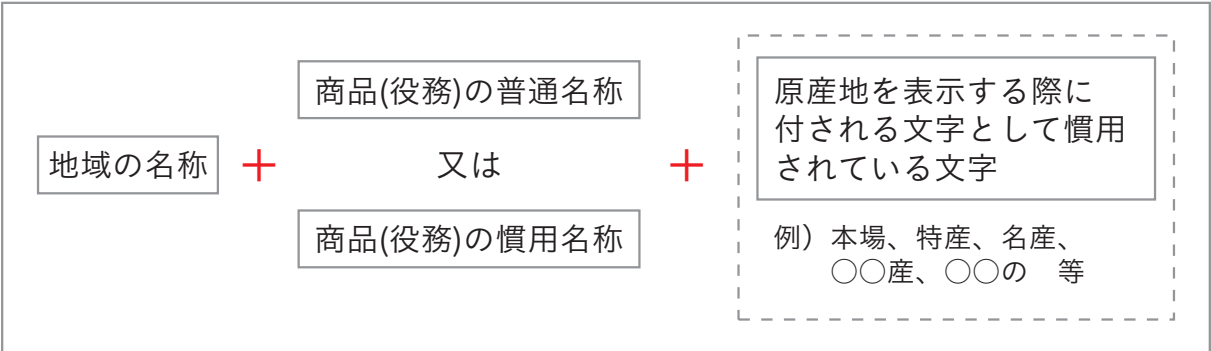
5. 地域団体商標に関する取組

(1) 地域団体商標制度とは

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権で適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録するこ

とができないものとされていた地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2-3-5図 【地域団体商標の構成】



(2) 地域団体商標の登録状況

地域団体商標の登録は、2021年3月末までに701件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」94件、「織物・被服・布製品・履物」66件、「野菜」72件、「食肉・牛・

鶏」66件、「加工食品」69件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い（2-3-6図参照。）。登録件数を都道府県別に見ると、京都府が68件と圧倒的に多く、兵庫県、北海道、石川県、岐阜県と続く（2-3-7図参照。）。

2-3-6図 【地域団体商標の産品別登録内訳一覧表】

産品別登録内訳一覧表 登録数 701件			2021年3月末時点
野菜 72件	米 10件	果実 52件	食肉・牛・鶏 66件
水産食品 50件	加工食品 69件	牛乳・乳製品 6件	調味料 18件
菓子 15件	麺類・穀物 17件	茶 28件	酒 13件
清涼飲料 1件	植物 5件	織物・被服・布製品・履物 66件	工芸品・かばん・器・雑貨 94件
焼物・瓦 32件	おもちゃ・人形 16件	仏壇・仏具・葬祭用具・家具 40件	貴金属製品・刃物・工具 9件
木材・石材・炭 15件	温泉 48件	サービスの提供（温泉を除く） 28件	

(備考) 商標権は権利の存続期間（原則10年間）の満了等の理由により消滅することがあります。ここでは、現在も権利が存続している地域団体商標の登録件数を産品別に記載しています。また、複数産品にまたがるものについては、それぞれの産品でもカウントしています。

(資料) 特許庁作成

2-3-7図 【地域団体商標の都道府県別登録内訳一覧表】

都道府県別登録内訳一覧表 登録数 701件

2021年3月末時点

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
36件	11件	7件	6件	11件	11件	10件	5件	8件	9件
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	山梨県	静岡県	愛知県	岐阜県
8件	17件	20件	9件	14件	9件	7件	27件	20件	32件
三重県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
15件	13件	34件	18件	12件	68件	11件	39件	11件	13件
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	香川県	徳島県	高知県	愛媛県	福岡県
6件	10件	10件	15件	10件	5件	7件	6件	12件	21件
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	海外		
8件	9件	14件	12件	8件	18件	18件	3件		

(備考) 商標権は権利の存続期間（原則10年間）の満了等の理由により消滅することがあります。ここでは、現在も権利が存続している地域団体商標の登録件数を都道府県別に記載しています。また、2以上の都道府県にまたがる「本場結城紬」（栃木、茨城）、「江戸木目込人形」（東京、埼玉）はそれぞれの都道府県で1件とカウントしていますが、当該重複分は登録数には含めておりません。

(資料) 特許庁作成

(3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している（2020年度は原則オンラインでの実施）。あわせて、同制度の概要等について説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2021年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、地域団体商標制度の概要、地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの制度に関する支援策、登録されている699件（2020年12月末時点）の地域団体商標の情報等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～」を作成し、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。



地域団体商標制度パンフレット



「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～」

また、特許庁では地域団体商標制度の普及と地域団体商標産品（サービス）のブランド力向上を目的として「地域団体商標マーク」を策定している。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、204の団体に活用いただいている（2021年3月末時点）。

本マークは、原則、地域団体商標を保有する団

体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品（サービス）との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。



＜地域団体商標マーク＞

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。

「Local Specialty」の文字は、「**地域の名物**」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、特許庁では、地元の学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の学生が地域団体商標の権利者への取材を通じて、その魅力等を「Instagram®（インスタグラム）」で発信し、今後のビジネス展開等についても発表する「地域ブランド総選挙」を、2017年度の九州地域、2018年度の東海・北陸地域、2019年度の東北地域に続き、2020年度は「全国地域ブランド総選挙」

をオンラインで開催した。

学生と地域団体商標の権利者とのコラボレーションにより地域団体商標の魅力をもっとPRする機会を創出することで、一般消費者及び地域団体商標の取得を検討している団体への制度普及、並びに、地域団体商標の更なる活用促進を図るとともに、地域団体商標の活用を通じた地域経済の持続的な活性化に繋がることが期待される。



2020年度開催「全国地域ブランド総選挙」
学生による発表の様子



2020年度開催「全国地域ブランド総選挙」
集合写真

地域団体商標活用事例

～フランドに対する意識が地域団体商標の取得で深まり組合の組織強化を実現～

■商 標：首里織（登録番号：第5011881号）

■権利者：那覇伝統織物事業協同組合

■指定商品又は指定役務：沖縄県の首里・那覇地域に由来する製法により那覇市・南風原町・西原町・浦添市で生産された織物（畳べり地を除く。）

(1) 首里周辺で生産される多種多様な織物を一つのブランドに統合

琉球王国時代に交易を通じて入り、王家のために織り継がれていた多種多彩な織物技術を、1983年に国の伝統的工芸品の指定を受ける際、総称して「首里織」と名付けた。もともとは個別の技法だったものが、一つの名称に統合されて生まれたブランドと言える。一番の特長はその技法である。高貴な人に向けた織物のため色使いが鮮やか。また、純国産の絹糸を使うことを推進して

おり、平絹のほとんどが群馬県産の糸を使っている。沖縄県が定めた検査規格に加え、組合独自のチェック項目もあり、厳格な検査を経て合格した商品だけがその証となる4種類のマークを貼って出荷される。ところが、2000年頃から「首里織」と銘打った模倣品、あるいは類似品が市場に多く出回るように。「首里織」の技法と技術を守り、それらを正しく伝える組合の商品であることをアピールするために、沖縄県の推奨もあって2006年に地域団体商標を取得した。



「首里織」の着物

(2) 地域団体商標のもと組合員の結束が固まり取り組みが活性化

組合設立当初より国・県・市の補助を受けて「後継者育成事業」を実施し、現在も毎年7名の新人が研修で技法を習得している。全国の生産地で後継者不足が叫ばれる中、同組合に在籍する約90名の組合員は20代から70代までと幅広い年代で構成されている。作り手を継続的に確保できる理由は、組合員が製造した商品を組合が預かり、個人では難しい販売や展示会への出展を行うため、仕事や生活の安定性・安心感があること。研修を修了したばかりの新人も、一般人向けの体験工房

で講師を務め、スキルを磨きながら活動資金が確保できる仕組みになっている。もう一つの理由は、自分の手で商品を企画・デザイン・製作できる自己完結型の仕事の面白さ。そして、国が認めたブランドを支える担い手としての誇りを持つことも大きな魅力である。現在、組合の品質検査で合格したものだけに「首里織」のマークを付け模倣品・類似品との差別化を図っている。また、組合員のモチベーションはより高まり、有志が自発的に複数のグループを立ち上げてオリジナル商品の開発に注力している。地域団体商標により、将来につながる組織強化を実現することに至っている。



検査をパスした商品に貼られる4種類の合格証紙



組合員のアイデアで個性あふれる商品を開発

6. 商標審査の品質管理

(1) 品質管理に関する取組

商標課及び商標審査部門では、商標審査の質の維持・向上を図るため、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

① 品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）については審査長等が全件確認している。

② 品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2020年度は7名の品質管理官が1,200件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、

担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

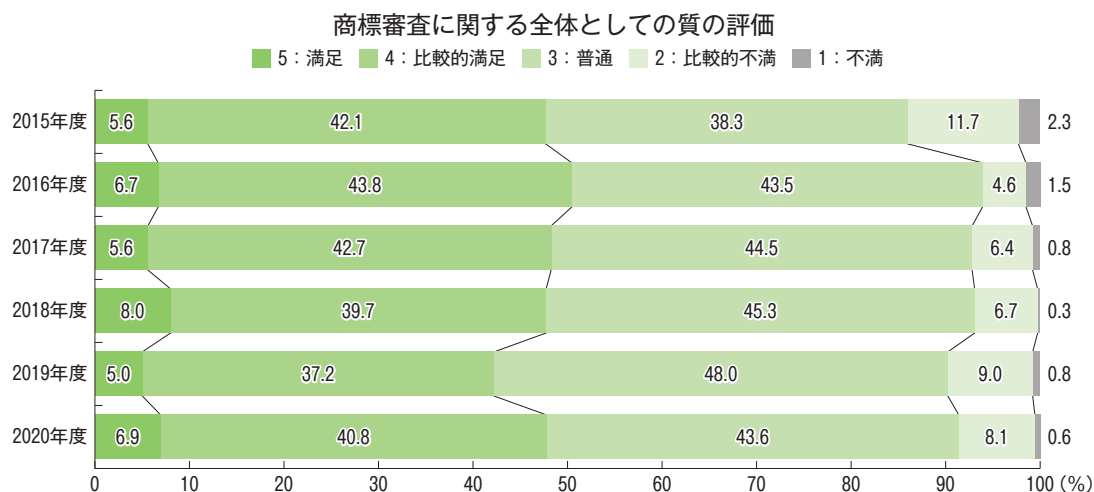
b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質について改善すべき点を明らかにすべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2020年度は国内企業等419者を対象としたアンケート調査を実施し、「商標審査に関する全体としての質の評価」項目において「満足」、「比較的満足」の回答を合わせた割合は47.7%であった。

(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2020年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

2-3-8図 【ユーザー評価調査の結果】



¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html

